

ID: 7003

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	公害防止統括者等の解任命令(騒音及び振動に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第10条		
法令番号	昭和46年法律第107号		
【根拠条文】 (公害防止統括者等の解任命令) 第10条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。			
【基準】 昭和47年8月25日付け47保局第392号大蔵省大臣官房長・厚生省薬務局長・農林省農林経済局長・通商産業省公害保安局長・運輸省官房長から各都道府県知事あて「公害防止統括者の選任の届出等について」の「第2解任命令」に準じる。 1 公害防止統括者等が同法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、湖沼水質保全特別措置法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法、電気事業法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定(以下「公害関係法規」という)に違反した場合であって、次のすべてに該当する場合等公害防止のために必要な場合は、特定事業者に対し、その解任を命ずることができる。 (1) 公害関係法規に対する違反の存在が客観的な事態に照らして明白であること。 (2) 違反の内容が排出基準を上回る排出を行ったこと等、公害防止上実質的な影響が生ずるものであること。 (3) 公害防止統括者等が公害関係法規の違反に実質的に関与していること。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日